

野焼き・不法投棄の禁止

野焼きはやめましょう!

廃棄物を畑やドラム缶等で燃やすなどの焼却（野焼き）行為は、一部の例外（下記参照）を除き、法律で禁止されています。廃棄物を処理する場合は基準に適合した焼却炉で処理するか、廃棄物処理業の許可を持った業者に処理を依頼する等により適正に処理を行ってください!



- 仕事で出たごみは事業系廃棄物として処理が必要です。
- 廃ビニールやプラスチック等は有害物質とともに黒煙や悪臭が発生するので、野焼きはできません。
- 下記の例外行為であっても、煙や臭い、灰などが周辺地域の迷惑となり、生活環境に与える影響が軽微でない場合などは指導の対象となります。

野焼きの例外



- 田畑の害虫駆除など、やむを得ないもの
- しめ縄の焼却など、風俗習慣上、宗教上の行事を行うもの
- 落ち葉たき、キャンプファイヤー、暖をとるためのたき火など
- 許可を受けた施設など、基準に従った施設でのごみの焼却

不法投棄は犯罪です!

廃棄物をみだりに投棄する行為は不法投棄に該当し、非常に重い罰則等が科せられる可能性があります。廃棄物を道路、河川、公園、他人の土地等に投棄しないでください。

また、廃棄物が不法投棄され、投棄した者が不明の場合は、原則としてその土地の所有者が不法投棄されたものを撤去することになりますので、普段から廃棄物が投棄されないように土地の管理や防犯対策等に心がけましょう!



- 事業系ごみはごみステーションには出せません。
- 廃棄物をみだりに道路、河川等に投棄する行為は不法投棄に該当します。